

高齢者等が一人でも安心して暮らせる
コミュニティづくり推進会議
(「孤立死」ゼロを目指して)

平成19年8月28日

厚生労働省老健局計画課
認知症・虐待防止対策推進室

孤立死防止推進事業（「孤立死ゼロ・プロジェクト」）

平成19年度予算額 172,956千円

【目的】

- 都市部を中心に、地域から孤立した高齢者や単身高齢者の死亡が増加
- こうした高齢者の孤立死を防止する観点から、国、地方自治体等が主体となって総合的な取組みを推進

【事業内容】

- ① 推進会議の設置
 - 有識者、自治体、関係団体等で構成（関係省庁共同事務局で運営）
 - 高齢者等が一人でも安心して暮らせるコミュニティづくりに向けての提言を策定
- ② 「孤立死ゼロ・モデル事業」の推進
 - モデル自治体において孤立死の防止を目指した取組みを推進

我が国の高齢化の推移

	総人口 (千人)	65歳以上人口 (千人)	高齢化率 (%)
昭和30(1955)年	90,077	4,786	5.3
昭和40(1965)年	99,209	6,236	6.3
昭和50(1975)年	111,940	8,865	7.9
昭和60(1985)年	121,049	12,468	10.3
平成 7(1995)年	125,570	18,261	14.5
平成17(2005)年	127,768	25,761	20.2
平成27(2015)年	125,430	33,781	26.9
平成37(2025)年	119,270	36,354	30.5
平成47(2035)年	110,679	37,249	33.7
平成57(2045)年	100,443	38,407	38.2

(注)平成17(2005)年までは総務省統計局「国勢調査」、平成27(2015)年以降は国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口(中位推計)」。

高齢者の世帯形態の将来推計

(万世帯)

		2005	2010	2015	2020	2025
一般世帯		4,904 万世帯	5,014	5,048	5,027	4,964
	世帯主が65歳以上	1,338 万世帯	1,541	1,762	1,847	1,843
	単独 (比率)	386万世帯 28.9%	471 30.6%	566 32.2%	635 34.4%	680 36.9%
	夫婦のみ (比率)	470万世帯 35.1%	542 35.2%	614 34.8%	631 34.2%	609 33.1%

(注) 比率は、世帯主が65歳以上の世帯に占める割合

出典：国立社会保障・人口問題研究所「日本の世帯数の将来推計－平成15年10月推計－」



「家族同居」モデル → 「同居＋独居」モデル

認知症高齢者の増加

○ 今後、認知症高齢者は急速に増加する。

	2005	2015	2025	2035
自立度Ⅱ以上	169万人	250万人	323万人	376万人
65歳以上 人口比(%)	6.7%	7.6%	9.3%	10.7%
うち自立度Ⅲ以上	90万人	135万人	176万人	205万人
65歳以上 人口比(%)	3.6%	4.1%	5.1%	5.8%

※「自立度Ⅱ」:日常生活に支障を来すような症状・行動や意思疎通の困難さが多少見られても、誰かが注意していれば自立できる。

※「自立度Ⅲ」:日常生活に支障を来すような症状・行動や意思疎通の困難さがときどき見られ、介護を必要とする。



「身体ケア」モデル→「身体ケア+認知症ケア」モデル

世帯類型に応じた高齢者の生活実態等に関する意識調査結果①

(平成17年度・内閣府)

日常生活での心配ごとの内容(複数回答)

	一人暮らし世帯 (%)	夫婦のみ世帯 (%)	一般世帯 (%)		一人暮らし世帯 (%)	夫婦のみ世帯 (%)	一般世帯 (%)
自分が病気がちであったり介護を必要としている	34.9	36.3	36.4	先祖や祭祀やお墓のこと	5.8	5.9	5.5
配偶者が病気がちであったり介護を必要としている	—	23.3	14.9	人(近隣、親戚、友人、仲間など)とのつきあいがうまくいっていない	2.0	1.5	2.4
頼れる人がいなく一人きりである	30.7	2.2	4.7	子どもや孫のこと	8.0	16.7	22.6
生活のための収入がたりない	21.4	18.1	19.3	社会の仕組み(法律、社会保障、金融制度)がわからない	7.2	10.6	8.2
家事が大変である	18.0	7.6	8.6	だまされたり、犯罪に巻き込まれた(ている)	7.2	5.2	3.0
外出時の転倒や事故	20.4	11.7	11.3	大地震などの災害	26.1	26.3	22.1
自宅内での転倒や事故	15.8	7.6	7.7	その他	16.8	17.2	14.6
土地や家屋などの財産の相続のこと	5.6	5.4	5.3	わからない	1.4	2.4	1.3

世帯類型に応じた高齢者の生活実態等に関する意識調査結果② (平成17年度・内閣府)

将来の不安の内容(複数回答)

	一人暮らし世帯 (%)	夫婦のみ世帯 (%)	一般世帯 (%)		一人暮らし世帯 (%)	夫婦のみ世帯 (%)	一般世帯 (%)
自分が病気になったり介護が必要となること	82.8	76.5	72.6	子どもや孫などの将来	5.8	11.9	18.6
配偶者が病気になったり介護が必要となること	0.2	63.6	39.0	社会の仕組み(法律、社会保障、金融制度)が大きく変わってわからなくなること	9.7	15.5	14.5
頼れる人がいなくなること	17.5	11.0	10.0	だまされたり、犯罪に巻き込まれること	10.0	7.2	5.5
生活のための収入のこと	21.4	21.0	24.6	大地震などの災害	25.0	25.9	23.5
財産の管理や相続のこと	6.6	4.4	6.0	その他	4.7	4.7	3.9
人(近隣、親戚、友人、仲間など)とのつきあいのこと	3.3	1.9	2.5	わからない	1.5	0.3	0.4

世帯類型に応じた高齢者の生活実態等に関する意識調査結果③ (平成17年度・内閣府)

人とのつきあい

近所づきあい	一人暮らし世帯 (%)	夫婦のみ世帯 (%)	一般世帯 (%)	親しい友人の有無	一人暮らし世帯 (%)	夫婦のみ世帯 (%)	一般世帯 (%)
お互いに訪問しあう人がいる	33.1	28.2	30.3	ほとんど毎日連絡を取り合っている友人がいる	15.8	9.5	12.5
立ち話をする程度の人がいる	28.9	39.6	33.6	週に1回以上連絡を取り合っている友人がいる	28.4	24.9	24.3
あいさつをする程度の人がいる	26.5	27.7	29.0	月に1～3回連絡を取り合っている友人がいる	19.8	22.3	21.5
つきあいはない	11.2	4.4	6.8	年に数回連絡を取り合っている友人がいる	8.2	15.3	14.2
わからない	0.3	0.1	0.3	親しい友人はいない	26.9	27.3	26.2
				わからない	0.9	0.7	1.3
合計	100	100	100	合計	100	100	100

個人情報保護に関する世論調査結果 (平成18年度・内閣府)

防災・防犯のための個人情報の共有・活用

	防災、防犯のため であれば、積極的 に個人情報を共 有・活用すべき (%)	防災、防犯のため であれば、必要最 小限の範囲で個 人情報を共有・活 用してもよい (%)	防災、防犯のため であっても、個人 情報を共有・活用 しない方がよい (%)	わからない (%)	合計 (%)
男性	32.2	56.1	8.6	3.1	100
女性	26.7	62.4	5.3	5.5	100
20～29歳	20.1	73.0	5.0	1.9	100
30～39歳	30.5	62.1	4.9	2.5	100
40～49歳	27.6	64.4	6.2	1.9	100
50～59歳	28.8	61.7	6.1	3.3	100
60～69歳	32.2	53.6	9.0	5.3	100
70歳以上	32.2	48.0	8.8	11.0	100

厚生労働省における関係施策一覧

1 高齢者関係施策

- (1) 地域支援事業
- (2) 地域包括支援センター
- (3) 老人クラブ活動
- (4) その他

2 地域福祉関係施策

- (1) 民生委員
- (2) 社会福祉協議会
- (3) ボランティア活動

地域支援事業について

○地域支援事業の実施主体は「市町村」

〈必須事業〉

- ①介護予防事業（要支援・要介護になる前を対象）
- ②介護予防ケアマネジメント事業
- ③総合相談支援事業
- ④権利擁護事業
- ⑤包括的・継続的ケアマネジメント支援事業

包括的支援事業と言う。
＝地域包括支援センター
に委託可

〈任意事業〉

介護給付費適正化事業、家族支援事業（認知症高齢者見守り事業 等）

地域支援事業における介護予防事業

○ 要支援・要介護状態になる前からの介護予防を推進するとともに、地域における包括的・継続的なマネジメント機能を強化する観点から、市町村が実施する「地域支援事業」を創設

地域支援事業の内容

- 1 介護予防事業
- 2 包括的支援事業
地域包括支援センターで実施される
 - ①介護予防ケアマネジメント業務
 - ②総合相談支援業務
 - ③権利擁護業務
 - ④包括的・継続的ケアマネジメント支援業務
- 3 任意事業
介護給付費等適正化事業、家族介護支援事業など

介護予防一般高齢者施策 (ポピュレーションアプローチ)

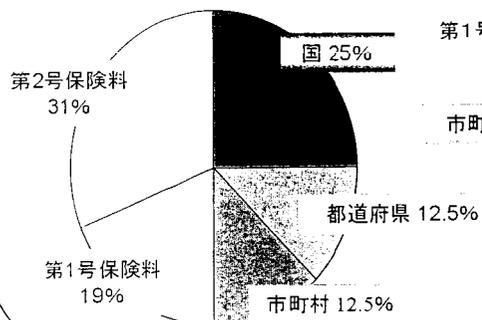
- 介護予防普及啓発事業
市町村が効果があると認めるものを適宜実施
 - ・パンフレットの作成配布
 - ・講演会の開催
 - ・介護予防手帳の配布等
- 地域介護予防活動支援事業
市町村が効果があると認めるものを適宜実施
 - ・ボランティア等の人材を育成するための研修
 - ・介護予防に資する地域活動組織の育成・支援等
- 介護予防一般高齢者施策評価事業

地域支援事業の事業費

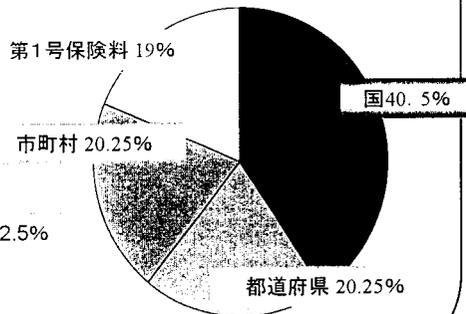
事業費は各市町村の介護保険給付費の3.0%以内※
(平成19年度は2.3%以内)。

※ 介護予防事業2.0%以内 包括的支援事業+任意事業2.0%以内

○介護予防事業



○包括的支援事業・任意事業



介護予防特定高齢者施策 (ハイリスクアプローチ)

- 特定高齢者把握事業
特定高齢者施策の対象となる「要支援・要介護状態になるおそれの高い者」(＝特定高齢者)を把握。
- 通所型高齢者予防事業
特定高齢者に対し、介護予防を目的として通所形態の事業を実施。
＜運動器の機能向上・栄養改善・口腔機能向上等＞
- 訪問型介護予防事業
保健師等が居宅を訪問して、相談・指導を実施。
＜閉じこもり・認知症・うつの予防・支援等＞
- 介護予防特定高齢者施策評価事業

地域支援事業の任意事業

(目的) 地域の高齢者が、住み慣れた地域で安心してその人らしい生活を継続できるよう、地域の実情に応じた必要な支援を行う。

(対象者) 被保険者、介護者等

(事業内容)

1 適正化事業

2 家族介護支援事業

① 家族介護支援事業(介護知識・技術の習得等)

② 認知症高齢者見守り事業(広報・啓発、見守り体制の構築等)

③ 家族介護継続支援事業(予防、発見、介護用品、交流会等)

④ その他の事業

・成年後見制度利用支援(申立経費、後見人報酬の助成等)

・福祉用具・住宅改修支援(相談・助言、理由書作成費の助成等)

・地域自立生活支援

安心な住まいの確保(LSA等)

介護サービスの質の向上(介護相談員等)

地域資源ネットワーク(配食、安否確認等)

家庭内事故等対応体制整備(通報体制整備)

生きがいと健康づくり

ライフサポートアドバイザーの派遣に対する支援

ライフサポートアドバイザー(生活援助員)の person 費に対する支援の内容

＜これまで＞

介護予防・地域支え合い事業の一事業(高齢者住宅等安心確保事業)として実施。

＜平成18年度～＞

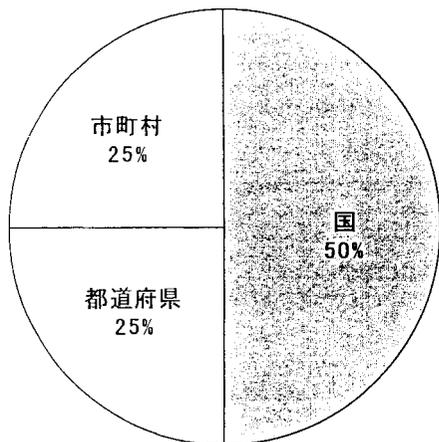
地域支援事業※1(介護保険法第115条の38)のうち、市町村が地域の实情に応じて実施する任意事業※2の中に含まれる。

※1 地域支援事業:市町村による、要支援・要介護状態になる前からの介護予防への取り組み等。

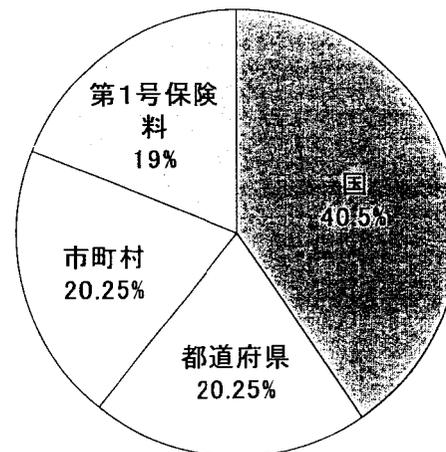
※2 任意事業 :被保険者(高齢者)が地域において自立して日常生活を送れるように支援する取り組み等

任意事業のため、対象はシルバーハウジングだけでなく、地域の实情に応じて幅広く対象とすることが可能に。

公費(国費、地方費)による支援



公費(国費、地方費)及び第1号保険料による支援



地域包括ケア体制の整備

地域包括ケアの考え方

- 高齢者が住み慣れた地域で、安心してその人らしい生活を継続するため、高齢者のニーズや状態の変化に応じて、切れ目なく必要なサービスが提供される体制を整備する。

地域包括支援センターの役割

- 高齢者の生活を支える役割を果たす総合機関として「地域包括支援センター」を設置
- 「地域包括ケア」や「予防重視型システム」を支える総合機関

地域包括支援センターについて

業務の内容

- 介護予防ケアマネジメント
 - ・ 予防給付と介護予防事業(地域支援事業)のマネジメントを一体的に実施
- 総合相談支援
 - ・ 住民の各種相談を幅広く受け付け、制度横断的支援を実施
→相談内容に応じ、行政機関、保健所、医療機関、児童相談所など必要なサービスにつなぐ
- 権利擁護
 - ・ 高齢者の虐待防止・権利擁護のための事業を実施
- 包括的・継続的マネジメント
 - ・ ケアマネジャーの日常的個別指導・相談・指導・助言
 - ・ 支援困難事例等への指導・助言
 - ・ 地域のケアマネジャーのネットワークづくり 等

職員体制

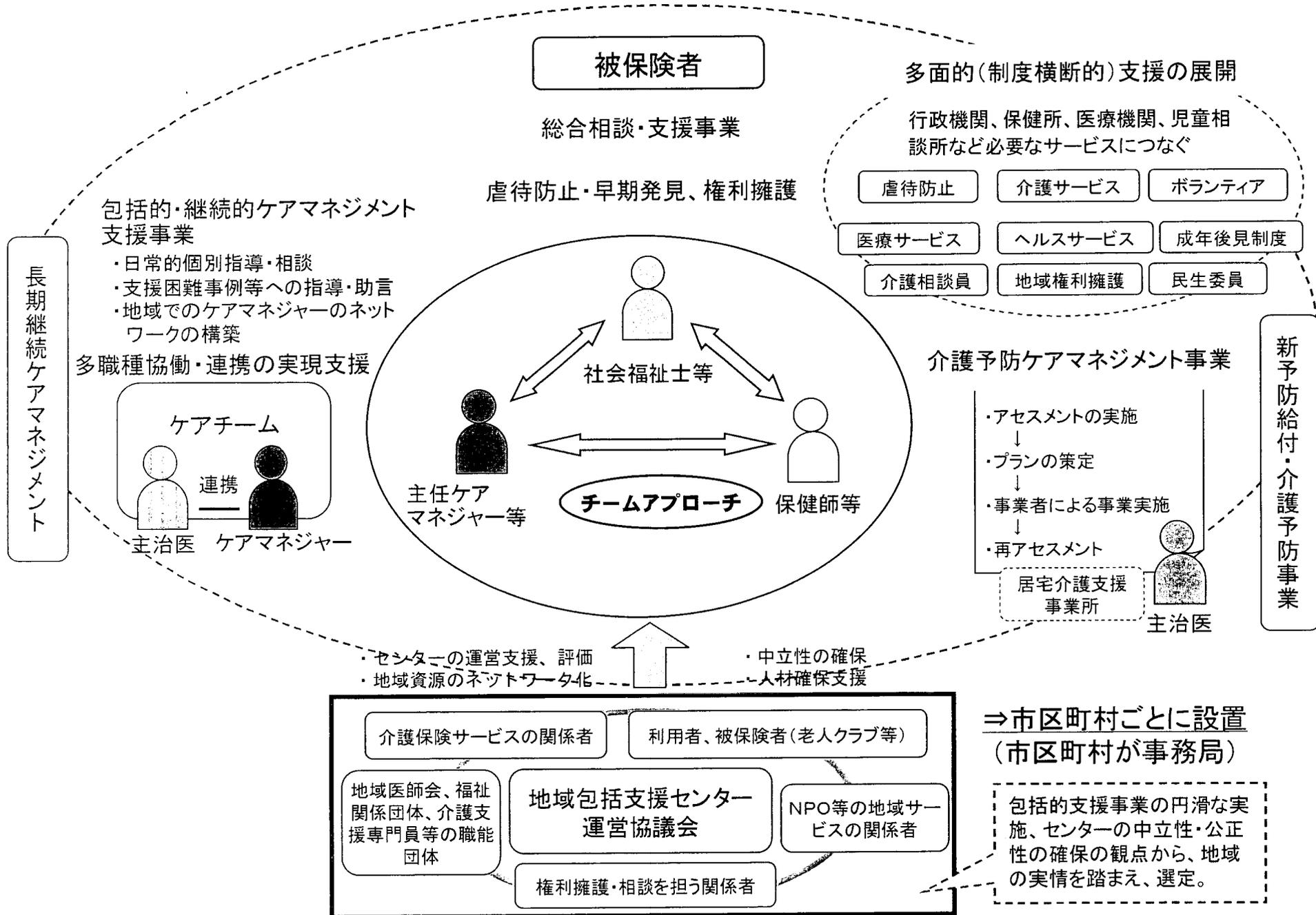
- 保健師、社会福祉士、主任介護支援専門員等を配置

地域包括支援センターの設置状況

(平成19年1月1日現在)

設置保険者数		1,503保険者(全保険者の89.7%)	
センター設置数		3,524か所	
内 訳	直営	1,283	36.4%
	委託	2,241	63.6%
	社会福祉法人(社協以外)	1,145	32.5%
	社会福祉協議会	427	12.1%
	医療法人	410	11.6%
	社団法人	79	2.2%
	財団法人	70	2.0%
	株式会社等	52	1.5%
	NPO法人	14	0.4%
	その他	44	1.2%

地域包括支援センター(地域包括ケアシステム)のイメージ



老人クラブ活動

- 老人クラブは、「健康・友愛・奉仕」という三大運動を中心に、高齢者が豊富な人生経験や知識・技能を生かし、生きがいと健康づくりのための社会活動、地域で支え合う基盤づくりを展開する全国組織

(組織の状況)

- ・老人クラブ数 約12.6万クラブ(平成18年3月末現在)
- ・会員数 約804万人 (同上)
- ※60歳以上人口の約25%が加入

○ 老人クラブの活動例

- ・ 社会奉仕活動(友愛訪問活動)
寝たきり老人の慰問、独り暮らし老人への一声活動等
- ・ 教養講座の開催
健康教育講座、老人健康食講座、生きがい講座 など
- ・ スポーツ活動
いきいきクラブ体操、健康ウォーキング、ニュースポーツ(ペタンク、グランドゴルフ) など

高齢者住宅支援員研修等事業(新規)

高齢者が住み慣れた住宅・地域でできる限り生活を継続することを支援するため、高齢者への見守りを広く普及させることを目的として、①高齢者が多く居住する集合住宅(「高齢者住宅」)の管理人や管理組合の代表者等を対象とした、高齢者支援に求められる基礎的な知識を習得するための研修事業、②高齢者支援ネットワークの構築を行う事業、に対して支援を行う。

【平成19年度予算額】 3,786百万円(介護サービス適正実施指導事業)の内数

【実施主体】 都道府県(委託可) (国1/2、都道府県1/2)

【事業内容】

(1)研修事業

①初任者研修

対象者:生活援助員(LSA)、高齢者住宅の管理人、管理組合の代表者 等

研修内容:入居者の安否確認、生活相談、地域包括支援センター等との連携を適切に行うために必要な知識や技術について(講義・演習・視察による)

②現任者研修

対象者:初任者研修を修了した高齢者住宅の管理人、管理組合の代表者 等

研修内容:実際の事例を用いたグループ討議等

(2)ネットワーク形成推進事業

地域包括支援センターを核として、生活援助員(LSA)や高齢者住宅支援員(=研修修了者)、行政関係職員、自治会役員、民生委員等によるネットワークを形成する事業
(協議会の設置、シンポジウムの開催、事例集の作成・配布 等)

「高齢者住宅支援員研修」カリキュラムのイメージ

【①初任者研修】

内 容	時 間
業務の理解と高齢者福祉 ・介護保険制度等の概要とLSA及び高齢者住宅支援員の役割	0.5時間
高齢者支援に資する社会資源の知識と連携 ・地域における保健・医療・福祉サービスの理解、地域の関係機関との連携の必要性とその手法	1時間
高齢者の疾病等の理解と対処 ・認知症に関する基礎知識 ・高齢者によく見られる疾病等の基礎理解	1時間
対人援助技術演習(基礎編) ・面接・コミュニケーション技法の基礎理解	1.5時間
基礎的な介護技術等に関する演習 ・基礎的な介護技術と救急時の応急処置	1時間
視察 ・地域包括支援センター ・介護サービス事業所 等	2時間

【②現任者研修】

内 容	時 間
対人援助技術演習(上級編) ・面接・コミュニケーション技法の演習	2時間
事例検討 ・各地域における実際の事例を用いたグループ討議 (例: 認知症のケース、権利擁護のケース 等)	4時間